

別表1 重複制限一覧表

1-1)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

甲欄		乙欄		特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A	基盤研究 B	基盤研究 C	若手研究 (1回目)	若手研究 (2回目) ※1	学術変革領域研究 (A)			学術変革領域研究 (B)		挑戦的研究		海外連携研究 ※3			
				新規	継続	代表者	代表者	一般	一般	一般	新規	新規	総括班	計画研究	公募研究	総括班	計画研究	開拓	萌芽	新規	
				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
				新規	継続	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
特別推進研究	新規	代表者	—	■	■	■	■	■	■	■	×	■	■	×	■	■	■	■			
	継続	代表者	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			
基盤研究 S	新規	代表者	□	—	■	×	×	×	■	□								■			
	継続	代表者	□	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲								▲		
基盤研究 A	一般	新規	代表者	□	□	—	×	×	×	■											
		継続	代表者	□	▲	—	▲	▲	▲	▲	▲										
基盤研究 B	一般	新規	代表者	□	×	×	—	×	×	■											
		継続	代表者	□	▲	▲	—	▲	▲	▲	▲										
	特設分野研究	継続	代表者	□	□							□	□	□	□	▲	▲				
基盤研究 C	一般	新規	代表者	□	×	×	×	—	×	×							×	×			
		継続	代表者	□	▲	▲	▲	—	▲	▲							▲	▲			
	特設分野研究	継続	代表者	□	□							□	□	□	□	▲	▲				
若手研究 A	継続 (1回目)	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲							▲	▲			
	継続 (2回目) ※2	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲								▲			
若手研究 B	継続 (1回目)	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲	—	—							▲	▲			
	継続 (2回目) ※2	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲	—	—								▲			
若手研究	新規 (1回目)	代表者	□	×	×	×	×	—	—								×	×			
	新規 (2回目) ※1	代表者	□	□	□	□	×	—	—									×			
	継続 (1回目)	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲	—	—								▲			
	継続 (2回目) ※2	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲	—	—								▲			
挑戦的研究	開拓	新規	代表者	□				×	×		×	×	×				—	×			
		継続	代表者	□				▲	▲		▲	▲	▲				—	▲			
	萌芽	新規	代表者	□				×	×	×							×	—			
		継続	代表者	□				▲	▲	▲								▲			
研究活動 スタート支援	継続	代表者																			
特別研究員奨励費 (特別研究員) ※4、5	継続	代表者	▲	▲	▲						▲	▲		▲	▲	▲		▲			
国際先導研究	継続	代表者																			
海外連携研究 (旧: 国際共同研究強化 (B))	継続	代表者	□	□					▲	▲								—			
国際共同研究強化 (旧: 国際共同研究強化 (A))	継続	代表者																▲			
帰国発展研究	継続	代表者	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□			

空欄：双方の研究課題とも応募できる

- ：同一の研究種目（応募区分）においては、一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない）
- ×
- ▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）
- ：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する
- ：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する
- ★：原則として重複応募は認めない（明らかに異なる2つの研究を同一年度内に行う必要がある場合を除く）

※1 受給回数2回目の「若手研究」に応募可能な場合が該当します。  
 ※2 受給回数2回目の「若手研究」の継続研究課題を有する場合が該当します。  
 ※3 海外連携研究については、令和7(2025)年3月頃に公募を予定しています。  
 ※4 特別研究員を辞退し身分を喪失する場合で、引き続き科研費の応募資格を有することにより特別研究員奨励費の継続使用をする場合は本重複制限は適用されません。  
 ※5 特別研究員(DC)は特別研究員奨励費及び国際共同研究強化以外の研究種目に、研究代表者として応募することができません。

## 1-2)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(文部科学省が公募する研究種目)について研究代表者として応募しようとする者又は令和7(2025)年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄				乙欄									
				特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A	基盤研究 B	基盤研究 C	若手研究	挑戦的研究			
						一般	一般	一般		開拓	萌芽		
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規		
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者						
学術変革領域研究 (A)	総括班	新規	代表者	×	■							×	
		継続	代表者	▲	▲							▲	
	計画研究	新規	代表者	□								×	
		継続	代表者	□								▲	
	公募研究	新規	代表者	□								×	
		継続※	代表者	□								▲	
学術変革領域研究 (B)	総括班	新規	代表者	×									
		継続	代表者	▲									
	計画研究	新規	代表者	□									
		継続	代表者	□									

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

（「学術変革領域研究」における「計画研究」課題の研究代表者が特別推進研究の研究代表者として採択された場合、「計画研究」課題の研究代表者の交代はできず、当該「計画研究」課題を廃止することとなります。）

※新学術研究領域研究（研究領域提案型）の公募研究は学術変革領域研究（A）の公募研究と同様の重複制限となります。